

○多摩市立学校の通学区域等に関する規則（一部抜粋）

平成 22 年 8 月 24 日教委規則第 5 号

（調整区域の指定）

第 5 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、多摩市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、指定校以外の学校への就学を希望できる区域（以下「調整区域」という。）を設定することができる。

2 調整区域として指定する区域、就学を希望できる学校は、別表第 2 のとおりとする。

3 調整区域内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する児童生徒等の保護者は、隣接する市立学校への就学を希望することができる。

(1) 市内に住所を有し、市立学校の第 1 学年に入学する者

(2) 市外から転入、又は市内で転居し、市立学校に転学する者

4 教育委員会は、前項の規定による希望があった場合は、その内容を審査し、適当と認められるときは、就学指定校を指定し、又は変更することができる。ただし、学級編制その他学校運営に支障があると認めるときは、これを承諾しないことができる。

（特例地区の指定）

第 7 条 教育委員会は、通学途上の安全確保など、特に理由がある場合においては、指定校以外の学校に就学できる地区（以下「特例地区」という。）を設定することができる。

2 特例地区として指定する区域、取り扱い等については、教育長が別に定める。

別表第 2（第 5 条関係）

調整区域

調整区域	指定校	就学を希望できる学校
桜ヶ丘一丁目 1 番地～11 番地、33 番地～36 番地、39 番地～42 番地、53 番地、54 番地	多摩第一小学校	東寺方小学校
聖ヶ丘一丁目 2 番地～13 番地、44 番地、49 番地	聖ヶ丘小学校	連光寺小学校
永山三丁目 18 番地	永山小学校	瓜生小学校
貝取二丁目 2 番地、3 番地	貝取小学校	豊ヶ丘小学校
鶴牧一丁目 17 番地	南鶴牧小学校	大松台小学校
南野二丁目 1 番地～9 番地、22 番地	貝取小学校 青陵中学校	東落合小学校 落合中学校
連光寺一丁目 19 番地～41 番地	聖ヶ丘中学校	多摩中学校
馬引沢一丁目全部	諏訪中学校	聖ヶ丘中学校
上記以外の地区であっても、自宅から指定校までの通学距離が、小学校でおおむね 1.5 キロメートル、中学校でおおむね 2 キロメートルを超え、隣接校であればこれを半分程度に短縮できることを証する書面を添付することにより、就学校の変更を希望することができる。		